

# 口蹄疫対策マップ

平成22年7月15日時点

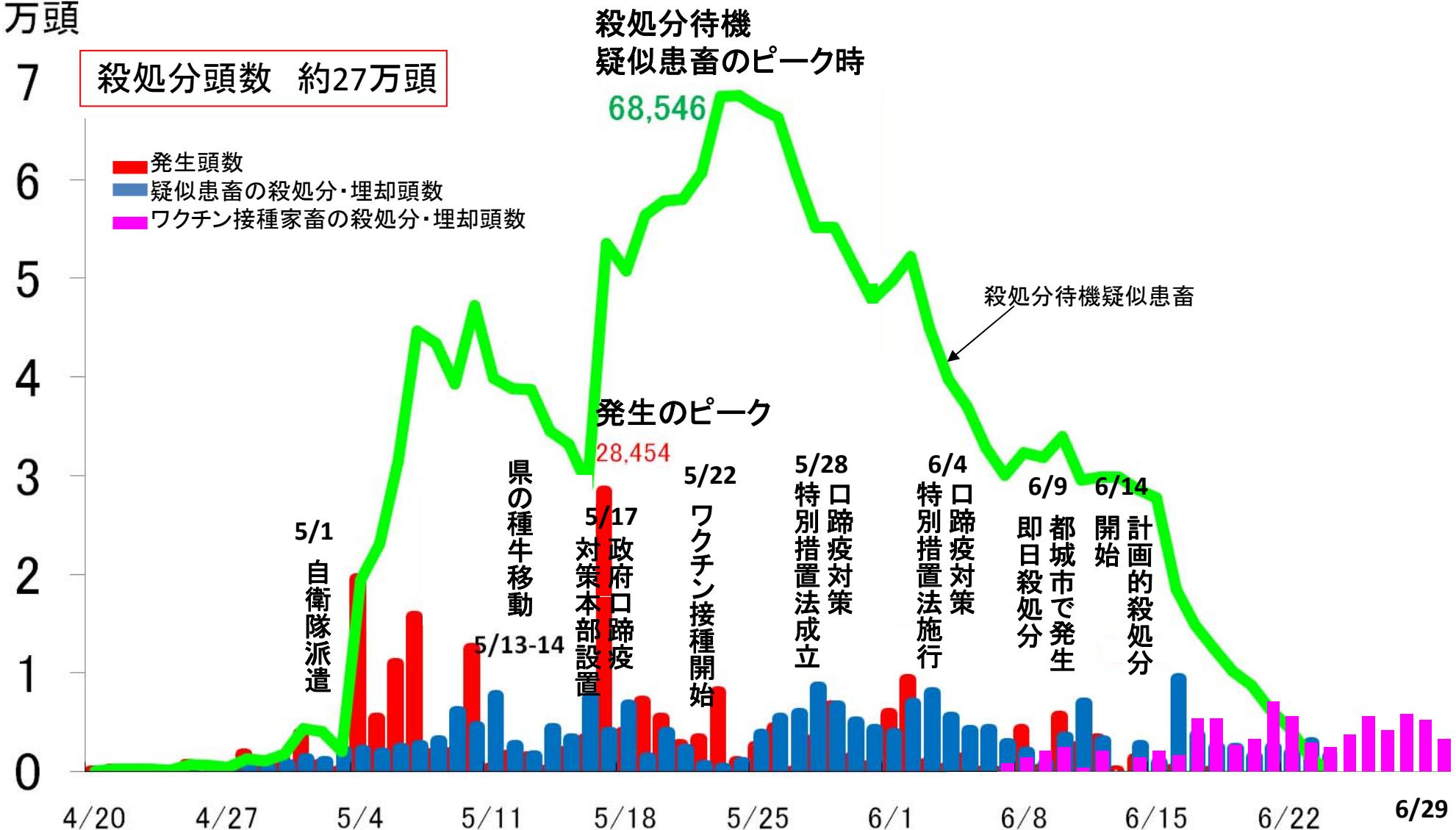
- ・種牛の周辺家畜は約27万頭殺処分済み
- ・周辺県は今も厳戒態勢
- ・種牛は、集中発生地区のほぼ中心に存在



# 発生頭数と殺処分頭数

万頭

7 殺処分頭数 約27万頭



# 口蹄疫根絶への取組

## 殺処分・埋却の遅延等

- ピーク時の殺処分待機疑似患畜頭数  
約7万頭

※ 最終的には27万頭を処分

## ウイルスの拡散

## 爆発的感染拡大

- 一日最大発生数 15例 28, 452頭(5/17)
- 5/16以降発生エリアが急速に拡大  
(川南町・都農町→高鍋町・新富町等)
- 感染拡大が想定防衛ラインを突破  
(北限:都農町、南限:一ツ瀬川)

## 全国からの支援を受けた国家的取組み・包括的防疫対策の実施

### 口蹄疫対策特別措置法の制定(6/4施行)

- 消毒ポイントにおける消毒義務化
- ワクチン接種家畜の予防的殺処分

区域内の  
全頭殺処分

全額国庫負担による  
十分な補償

補償金(5/5)  
経営・生活支援金

### 口蹄疫緊急時対応マニュアルの策定(6/24)

- 24時間以内の殺処分等を規定

### 全国からの人的支援

- ① 獣医師等  
・国、都道府県等から(4/25～)  
のべ 約24, 000名(7/14現在)
- ② 自衛隊(5/1～)  
・のべ 約18, 160名(7/14現在)
- ③ 警察(5/19～)  
・管区機動隊、警視庁機動隊  
のべ 約17, 800名(7/14現在)

国と宮崎県が連携して実施

我が国口蹄疫の根絶へ

# 口蹄疫対策特別措置法による殺処分

## ワクチン接種の必要性

口蹄疫が集中して発生し、殺処分が間に合わない状況にあったことから、ワクチン接種により感染力を弱めることで広がりを抑制し、その上で殺処分を実施。

- 殺処分に当たっては、農家に対して十分な補償。

県知事の申請により、ワクチン接種を行った上で殺処分を行う地域を指定

(6月4日)

県知事が農家に殺処分を勧告

(6月29日)

殺処分期限: 7月6日

県知事は家畜防疫員(県職員)に命じて殺処分を実施

殺処分を行わない場合

## ＜今回のケース＞

ワクチン接種地域の牛・豚等の全家畜は、  
例外なく殺処分・埋却することでスタート



1農家を除いて、全ての農家が泣く泣く同意して殺処分・埋却に協力



残る1農家も感染の恐れ

- 地域内のウイルス拡散防止ができない
- 地域外への感染拡大阻止に支障

種牛が残ると移動制限は解除できない

- 地域の復興が遅れる
- 口蹄疫根絶の確認ができず、外国への輸出再開が遅れる
- 近隣県の不安がぬぐえない

## ＜例外を認めた場合の次回以降の影響＞

不同意農家の例外扱いが前例化



地域の全農家の協力・同意が困難



非協力農家の増大の可能性



- 口蹄疫ウイルスの拡散
- 感染の爆発的拡大

複数県、全国へのまん延

# 種牛について

## 県の種牛と民間種牛との違い

- 県の種牛は、口蹄疫対策特別措置法が制定される前に、移動制限の特例を認めたもの。
- 民間種牛は口蹄疫対策特別措置法により予防的殺処分の仕組みができるからの、殺処分すべき牛の取扱いの問題。

## 精液の供給

- 宮崎県の種牛からの精液供給は年間約14万本。
- 現在約15万本の凍結精液がストックされている。
- 種牛1頭あたり、年間4万本以上の精液が生産できることから、生き残った5頭からの精液生産(年間20万本)が開始されれば、当面の供給に不安はない。
- 国や他県の種牛から精液供給を行う用意あり。

# 口蹄疫の発生状況について

合計頭数: 199,309頭

平成22年7月16日

